

令和5年度家庭的保育事業等指導監査実施結果報告書

I 指導監査の実施状況：

1 令和5年度重点事項

家庭的保育事業所等が、質の高い保育サービスを提供するとともに、鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に従って、利用者に対する適切な処遇、関係法令等に基づく適正な運営が図られるよう、関係法令及び鎌ヶ谷市家庭的保育事業等指導監査実施要綱に基づき、次の事項を重点に指導監査を実施しました。

(1) 安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）の策定等について

- ア 令和5年4月1日より各施設において策定することが義務付けられた安全計画を当該年度が始まる前に策定しているか。
- イ 安全計画の内容は、施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む保育所等での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組等について計画的に行うためのものであるか。
- ウ 管理者等の運営を管理すべき立場にある者（以下「管理者等」という。）は、策定した安全計画について、実際に児童に保育を提供する保育士等の職員に周知するとともに、先に挙げたイにおける研修や訓練を定期的に実施しているか。
- エ 管理者等は、利用する児童の保護者等に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、施設での安全計画に基づく取組の内容等を入園時等の機会において説明を行うなどにより周知しているか。
- オ 管理者等が、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うこととなっているか。

(2) 利用児童の所在確認について

- ア 送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか利用する児童等の移動のために自動車を運行するすべての場合、乗降車の際に、点呼等の方法により利用する児童の所在を確認しているか。
- イ 自動車を運行する場合以外においても、利用する児童の安全を確保するため、利用する児童の動静を常に把握し、観察の空白時間が生じないよう職員間の連携を密に行ってているか。特に活動場所が変わる際においては、利用する児童の所在確認を徹底しているか。また、所在確認に当たっては、利用する児童の年齢や発達段階に応じて適切な方法によって行うよう努めているか。

(3) 適正な会計処理

- ア 物品購入、修繕等の適正な契約
- イ 関係通知や経理規程に基づく適正な会計事務処理
- ウ 用途が定められた補助金等の適正な管理

2 令和5年度指導監査計画・実施比較

種別	対象数	実地監査		書面監査	
		計画数	実施数	計画数	実施数
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
小規模保育事業	10	5	5	5	5
事業所内保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	10	5	5	5	5

II 指導監査の概要 :

令和5年度は、小規模保育事業10施設に対して実施いたしました。

指導監査を行った施設に対して、「文書指摘」を行った施設は7施設、「口頭指摘」を行った施設は2施設です。指摘事項の総数は10件で、内訳は文書指摘7件、口頭指摘3件となっています。

文書による改善を要する事項は、保育士の配置基準に関する事項について指摘を行い、軽微な部分について口頭による指摘を行いました。

指摘種別	指摘件数		最大最少指摘数		指摘有無による施設数		指摘の平均数 (a)÷(b)	指摘の平均数以上 の法人数
	計	個別 (a)	最大 数	最少 数	あり (b)	なし		
文書	10	7	1	0	7	3	1	7
口頭		3	2	0	2	8	1.5	1